

静岡県環生第1号

令和4年3月29日

一般財団法人静岡県生活科学検査センター

理事長 石川 幸伸 様

静岡県知事 川勝 平太

浄化槽法第57条第1項に基づく指定検査機関の指定について

令和4年2月18日付け申請のあったこのことについて、別添のとおり指定しましたので指定書をお送りします。

担 当 大 気 水 質 班

電話番号 054-221-2258

F A X 054-221-3665

E-mail seikan@pref.shizuoka.lg.jp



## 指 定 書

所 在 地 焼津市塩津1番地の1

名 称 一般財団法人静岡県生活科学検査センター

代表者氏名 理事長 石川 幸伸

令和4年3月22日

静岡県知事 川勝平太



令和4年2月18日付け申請のあった指定検査機関の指定については、浄化槽法（昭和58年法律第43号）第57条第1項の規定により、下記のとおり指定します。

### 記

1 指定番号

静岡県環生第1号

2 検査業務を行う地域及び期間

静岡県内

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

3 検査の手数料

検査区分 人槽別	浄化槽法第7条検査	浄化槽法第11条検査
10人以下	11,500円	5,800円
11人～20人	11,500円	6,500円
21人～50人	14,500円	9,500円
51人～100人	18,000円	13,000円
101人～300人	19,500円	15,000円
301人以上	21,500円	17,000円

備考 浄化槽法第11条検査の手数料を口座振替により納付する場合は、上記の額から500円を差し引いた額とする。

4 指定の条件等

静岡県浄化槽法定検査に係る指定検査機関の指定に関する要領を遵守すること。